

推進協議会と「地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会」の関係について

＝平成24年度第1回 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成24年6月21日

久留米市健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

1 地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会の設置

- 介護保険法及び関係政省令等において地域包括支援センターの運営等について協議を行う「地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの指定等について協議を行う「地域密着型サービス運営委員会」をそれぞれ設置することとされている。
- 構成メンバーの重複や、組織の効率的な運営の観点から、一体的な組織とする。



「地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会」(運営協議会)を設置し、地域密着型サービスの運営に関する事項については、協議会の中に部会を設置して協議を行うこととしている。

2 事業計画推進協議会との関係

- 運営協議会は、計画推進協議会とは別組織ではあるが、地域包括支援センターや地域密着型サービスについては、介護保険事業計画の中の重要事項の一つであり、計画の推進にもかかわってくるものであることから、両者の密接な連携が必要である。



運営協議会については、全体会的機能としての計画推進協議会に対し、地域包括支援センターや地域密着型サービスに関する専門的事項を協議する分科会的機能を果たす機関として位置づけている。

地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会と事業計画推進協議会の関係

計画の策定及び計画全体の推進等に関する協議機関

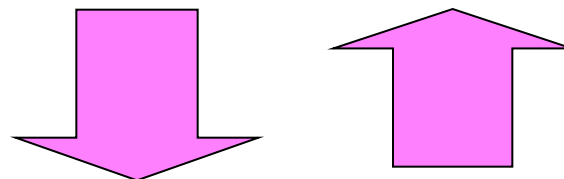
全体会的機能

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会

- ・計画策定や計画全体の推進・評価に関する事項について協議
- ・保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、市民団体、市民委員等により、23人の委員で構成

・推進協議会委員の一部が委員として参加

・計画内容の一部について専門的な協議



・協議内容については、随時報告。

・計画全体の推進に関する協議に反映

地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会

- ・地域包括支援センターの運営(委託、運営状況のチェック等)に関する協議(「地域包括支援センター運営協議会」機能)
- ・推進協議会委員(一部)+専門職、市民委員等により、14人の委員で構成

地域包括支援センターの運営、地域密着型サービスの運営に関する協議機関

分科会的機能

地域密着型サービス運営部会

(「地域密着型サービス運営委員会」機能)

- ・地域密着型サービスの指定、基準・報酬等に関する協議
- ・運営協議会委員の一部の委員を含む9名で構成